

# 上美生中学校いじめ防止基本方針(令和7年度一部改訂)

茅室町いじめ防止基本方針にのっとり、以下の通り「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、自校におけるいじめ防止等の取り組みについて「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公表する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 (いじめ防止対策推進法第22条より)

- (1) 名 称：上美生中学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学校運営協議員、PTA三役
- (3) 会 議：4月（計画会議）、2月（反省会議）、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。
  - \*学校運営協議員とPTA三役については、必要に応じて出席を要請する。
  - \*状況によっては関係機関と連携を図り、助言・指導を仰ぐ。（スクールライフ・アドバイザーやゆうゆう指導員、スクールカウンセラー等の活用）
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
  - 管理職、生徒指導主事、学級担任、養護教諭とし、その他、必要に応じて校長が定める。

## 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

本校では、「いじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考え方の下、また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、全教育活動を通じて「学習指導と生徒指導の一体化」を推進し、発達支持的な風土を醸成するよう指導・計画・実施する。

### (1) いじめの未然防止 (生徒指導提要を基盤に)

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修を行い、いじめの対応力の向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、生徒に対し全校集会や学級活動、道徳などで、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの指導を徹底する。

イ 教育活動全体を通じて相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを学ぶ人権教育や道徳教育の充実、生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係づくりや豊かな情操を培う指導に努める。

ウ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、プライバシーに十分配慮しながら、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導、啓発を組織的に行う。

### (2) いじめの早期発見

ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施を通して、組織的ないじめの早期発見に努める。

- ・いじめの早期発見のアンケート調査を実施する。（5月、10月）
- ・いじめについての詳細な情報を得る。

イ 学校風土調査等のアセスメントを通して、学校の状況を見る化し、安心して学ぶことのできる魅

力ある学校づくりを推進する。

・学校風土調査を実施(6月、11月)し、調査結果を職員間で共有する。また、校内研修に活用する。

ウ 個人面談や家庭訪問の実施を通して、生徒又は保護者が発信できる機会を積極的に設け、いじめの早期発見に努める。

・教育相談週間を実施(6月、11月)する。その際、事前に学校生活(生活・学習・友達関係など)に関わる調査を実施し、これに基づいて教育相談を行う。

エ ネットパトロール等の実施を行い、いじめの早期発見に努める。

オ 早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。(チーム対応)

### (3) いじめの早期対応

ア いじめの発見や通報を受けた場合には、直ちに校長へ報告するとともに、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。

イ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒を守り通すとともに、加害側生徒には、教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ウ いじめの疑いや訴えがあった場合には、いじめ対策委員会が、速やかに関係生徒から事情を聞き取る。

エ 事実確認の結果は、遅滞なく、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害側・加害側生徒の保護者に連絡し、解決に向けた学校の取組などに理解と協力を求める。

オ いじめの対処については、指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、外部有識者等による指導・助言を得るとともに、教育委員会へ報告する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、警察署に通報し援助を求める。

### (4) 学校及び教職員の責務

教職員は、保護者等との連絡を緊密にしながら、教職員間で連携して、生徒の変化に気付くための配慮をしなければならない。校長は、教職員がいじめに気付いたとき、若しくは生徒又は保護者・関係機関等からいじめの訴えがあったときは、速やかにいじめ対策委員会において情報共有を図り、いじめの問題解決に向けた、指導・支援の体制・対応方針について決定し、学校全体で適切かつ迅速に対処する。

## 4 その他留意事項

### (1) 学校評価

学校評価において、いじめの実態把握や対応を見える化し、学校課題の解決に努める。

### (2) 家庭や地域との連携

家庭や地域に、いじめの未然防止の重要性の共通認識を広めるとともに、家庭や地域との連携協力を図る。

### (3) 個人情報の保護

いじめ対策委員会に携わる外部有識者等は、いじめの調査等に際して知り得た全ての個人情報について、第三者に提供又は開示してはならないこととする。

## 5 重大事態への対処

重大事態への対応は芽室町いじめ防止基本方針第4章 重大事態への対処を踏まえ、教育委員会と連携し、適切かつ迅速に対応する。